

告示

埼玉県告示第四百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス北本ショッピングセンターA・B棟

埼玉県北本市二ツ家四丁目百四十一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社エコス 代表取締役 平富郎

東京都昭島市中神町千百六十番一

セントラルスポーツ株式会社 代表取締役 後藤忠治

東京都中央区新川一丁目五番十七号

（変更後）株式会社エコス 代表取締役 平富郎

東京都昭島市中神町千百六十番一

セントラルスポーツ株式会社 代表取締役 後藤忠治

東京都中央区新川一丁目二十一番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社エコス 代表取締役 平富郎

東京都昭島市中神町千百六十番一 外一者未定

（変更後）株式会社三喜 代表取締役 野田孝文

千葉県柏市中央町二番八号

ハ 変更年月日

平成三十年四月二日外

ニ 届出年月日

平成三十年四月六日

二 縦覧期間

平成三十年四月二十日から平成三十年八月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年四月二十日から平成三十年八月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課